

## 三重県感染症対策条例案について

### 1 制定理由

この条例は、県民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼし、県民に極めて大きな不安と脅威を与えた新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、感染症対策に関し必要な事項を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）に規定する措置と相まって、本県における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図り、もって県民が安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的として制定するものです。

### 2 条例案の概要

#### (1) 基本理念

感染症対策は、誰もが感染症にかかる可能性があることに鑑み、感染症の患者等に対する差別等を許さず人権を尊重するとともに、国、県、市町、県民、事業者、関係機関等が相互に連携協力し一体となって推進するものとします。

#### (2) 定義

- ① 「感染症」とは、感染症法に規定する感染症とします。
- ② 「感染症対策」とは、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図るための対策とします。

#### (3) 関係者の役割

県、県民、事業者、医療機関及び市町の役割を定めます。

#### (4) 情報の公表

県は、感染症の発生予防及びまん延防止、県民の不安払拭、差別等の防止を図るため、感染症に関する正確で適切な情報を、個人情報保護への留意や社会的な影響への配慮のもと、積極的に公表しなければならないこととします。

#### (5) 差別の禁止

- ① 何人も、感染症の患者やその家族等に対して、感染症にかかっていること又はかかっていると疑われることを理由として、差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。

- ② 何人も、医療従事者や社会機能維持者のほかいかなる団体又は個人に対しても、いわれのない理由によって、差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。
- ③ 県は、人権に関する問題について、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講ずるものとしします。

(6) 感染を防止するための協力の求め

県は、県民、事業者、学校の設置者その他の公私の団体又は個人に対し、特措法に基づく要請のほか、感染症対策の実施に関し必要な協力を求めることができることとし、協力を求めるに当たっては、適切な説明を行い理解を得るよう努めるとともに、県民の生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにしなければならないこととします。

(7) 物資及び資材の確保等

県、市町、県民、事業者、関係機関等は、物資及び資材を確保するとともに、相互に協力するよう努めるものとしします。

(8) その他の県の責務

(1)～(7)に掲げるもののほか、県の責務として、「人材の確保、養成及び資質の向上」、「新たな知見及び情報通信技術等の活用」、「財政上の措置」を定めます。

3 施行期日

公布の日から施行します。